
『民法講義Ⅱ物権法〔第3版〕』 訂正のお知らせ

「法例」（明治31年法律10号）が「法の適用に関する通則法」（平成18年法律78号）に変更（法律名の変更と内容の改正）されたことにより、8頁～9頁内の文言を、以下のように訂正します。

① 法例2条（8頁2箇所，9頁5箇所）

→ **法適用通則法3条**

② 「法令の規定に依りて認めたる」（8頁下から4行目）

→ 「**法令の規定により認められた**」

③ 「法令に規定なき事項に関する」（8頁下から3行目，9頁15行目）

→ 「**法令に規定されていない事項に関する**」